

鳥取県キャッシュレス基盤提供事業者募集要項

1 目的

本募集要項は、鳥取県及び県内市町村等が共同利用するためのキャッシュレス基盤（地域通貨、地域ポイント、地域クーポン等のサービスを提供するシステムをいう。以下「本システム」という。）を整備し、各自治体がデジタル技術を活用して推進する地域課題解決や地域活性化などの地域DX、地域や自治体の枠を超えたスマートシティに向けた取組等の効率化、低コスト化を目指すとともに、利用する住民が、いつでも、どこからでも、使いやすく、安心安全なシステム環境となるよう、県が本システムの提供事業者（以下「本システム提供事業者」という。）を公募により選定するにあたり必要な事項を定める。

2 本システムの要件等

本システムに求める機能要件等は、別添1「鳥取県キャッシュレス基盤選定仕様書」（以下「選定仕様書」という。）による。

3 参加資格要件

本システム提供事業者の公募（以下「本公募」という。）に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集要項等の配布開始日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 鳥取県及び県内自治体との協力・連携体制並びに個人情報保護の体制を構築できる者であること。

4 募集要項等の交付方法

令和7年9月26日（金）から同年10月17日（金）までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和7年9月26日（金）から同年10月17日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課
電話 0857-26-7849
電子メール digital-kiban@pref.tottori.lg.jp

(3) 交付資料

- ア 鳥取県キャッシュレス基盤事業者募集要項
- イ その他本公募の参加に必要な様式

5 日程

基本的な日程は以下のとおりとする。なお、(5)の詳細日程については、令和7年10月20日（月）以降に、10のとおり通知する。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 募集要項等の配布開始（募集開始） | 令和7年9月26日（金） |
| (2) 質問書の提出締切 | 令和7年10月2日（木）正午 |
| (3) 参加表明書、企画提案書等の提出期限 | 令和7年10月17日（金） |

- | | |
|-------------------|---------------|
| (4) 参加資格要件の審査結果通知 | 令和7年10月20日（月） |
| (5) 企画提案書説明会 | 令和7年10月下旬頃 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年10月下旬頃 |

6 本募集に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本公募に関しての質問は、質問書（様式第3号）を作成し、電子メールにより4の（2）の場所に令和7年10月2日（木）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和7年10月7日（火）までにインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>）によりまとめて閲覧に供する。

7 公募参加に係る書類の提出

(1) 提出物及び提出部数

本公募に参加する者は下表の書類を提出すること。

提出物	提出部数	
参加表明書（様式第1号）	社名及び代表者印有	紙1部
参加資格確認書（様式第2号）	社名及び代表者印有	紙1部
企画提案書 ※1 （様式は自由）	社名及び代表者印有	紙1部
		電子ファイル ※2
	社名及び代表者印無	紙6部
		電子ファイル ※2
鳥取県キャッシュレス基盤評価項目対応表 （様式第4号）	社名有	紙1部
		電子ファイル ※3
	社名無	紙6部
		電子ファイル ※2
見積書（様式第5号）	社名及び代表者印有	紙1部
鳥取県キャッシュレス基盤見積額算定表（様式第6号）	社名有	紙1部
		電子ファイル ※3
初期費用や利用料の具体的な内訳を記載した資料	社名有	紙1部
		電子ファイル ※2
人口数や利用者数等により区分を分けて初期費用や利用料を設定している場合は、それぞれの初期費用及び利用料を記載した資料	社名有	紙1部
		電子ファイル ※2
地域通貨、地域ポイント、地域クーポンそれぞれを個別に利用する場合の初期費用及び利用料を記載した資料	社名有	紙1部
		電子ファイル ※2

※1 企画提案書は1部を除き、社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

※2 電子ファイルはPDF形式（ファイル内文字検索が可能なこと）とし、CD-R又はDVD-R1枚に保存して提出すること。なお、提出する媒体（CD-R又はDVD-R）には、社名を記載すること。

※3 電子ファイルはExcel形式とし、※2記載の電子ファイルとともにCD-R又はDVD-Rに保存して提出すること。

(2) 提出方法

紙及び電子媒体で提出し、持参又は送付の方法によること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(3) 提出期限

令和7年10月17日（木）午後5時（郵送等による場合は、同期限までに必着とする。）

(4) 提出場所

4の（2）に同じ。

(5) 提出物に関する問合せ

提出された企画提案書等の内容について、文書、電子メール、電話等により問合せを行う場合がある。

8 資格審査

7の（1）により提出された参加資格確認書（様式第2号）を審査の上、参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年10月20日（月）までに通知する。

9 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書の作成

ア 企画提案書は、別添2「企画提案書作成要領」及び別添3「鳥取県キャッシュレス基盤企画提案書評価項目」を参照して作成すること。

イ 企画提案書では、選定仕様書に示す要件を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。

ウ 企画提案書に記載する内容は、鳥取県キャッシュレス基盤見積額算定表（様式第6号。以下「見積額算定表」という。）に記載した各自治体の初期費用及び利用料（年額）の範囲内で実現可能なものに限る。

(2) 見積書の作成

ア 見積書の対象となる費用は、選定仕様書及び企画提案書に提案した内容（追加提案において別途費用が必要となる場合を除く）に係る初期費用及び利用料（年額）である。

イ 県内各自治体の推計人口（令和7年7月1日）の10%にあたる住民が本システムを利用すると仮定した場合の各自治体の初期費用及び利用料（年額）を、見積額算定表を用いて算出し、県内自治体の初期費用の合計額と利用料（年額）の合計額をそれぞれ見積書（様式第5号）に記載すること。

なお、自治体等が本システムを共同利用することを踏まえ、先行して利用開始した自治体等が不利益を被ることのない費用設定とすること。

(3) 参考資料の作成

以下の参考資料を作成し提出すること。なお、これらは、自治体等の本システム利用検討に係る参考資料として活用するものであり、評価の対象とはならない。

ア 初期費用や利用料（年額）の具体的な内訳を記載した資料

イ 人口数や利用者数等により区分を分けて初期費用や利用料を設定している場合は、それぞれの区分の初期費用及び利用料（年額）が分かる資料（初期費用及び利用料の具体的な内訳を含む。）

ウ 地域通貨、地域ポイント、地域クーポンそれぞれを個別に利用する場合の初期費用及び利用料（年額）が分かる資料（自治体等によって利用するサービスが異なること（例：地域通貨のみ、地域クーポンのみなど）が想定されるため。）

10 企画提案書説明会の実施

以下のとおり実施する。なお、具体的な日時、場所、説明時間等については、参加表明書等の提出があった者のうち、3の参加資格要件を満たしている者に対して通知する。

- (1) 令和7年10月下旬頃に鳥取県の地内又はオンラインにより実施する。
- (2) 説明時間は、一者当たり50分程度（プレゼンテーション30分、質疑応答20分）を予定し、プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容及び実演とする。
- (3) プレゼンテーションの順番は、参加表明書等の受付順とする。
- (4) 参加表明書等提出後に、やむを得ない理由により企画提案書説明会を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を後日通知する企画提案書説明会の日時までに4の（2）の場所に提出すること。なお、その場合、提出された企画提案書等は返却しない。

11 企画提案書及び見積額の評価、最優秀候補者の選定方法

(1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、スマートシティを支える重要システムの選定に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）が別添4「鳥取県キャッシュレス基盤事業者選定基準」に基づき、別添3「鳥取県キャッシュレス基盤企画提案書評価項目」に示す各評価項目の得点を加算する方法により得点（以下「技術点」という。）を算出して行う。技術点の満点は2,400点とする。

(2) プレゼンテーション

評価委員会は、参加者に対し企画提案書の説明を行う機会を与えるものとする。この場合において、参加者は必要に応じて実演を行ってよいものとする。

なお、説明の機会において、企画提案書以外の資料を別途持参し使用してもよいが、企画提案書以外の資料及び提案内容は評価の対象としない。

(3) 見積額の評価

見積額について、次の式により換算し、点数（以下「価格点」という。）を与える。価格点の満点は1,600点とする。

$$\begin{aligned} \text{価格点} = & \frac{480\text{点}}{(\text{価格点の30\%})} \times \left(\frac{\text{初期費用に係る最低見積額 (※)}}{\text{初期費用に係る見積額}} \right) \\ & + \frac{1,120\text{点}}{(\text{価格点の70\%})} \times \left(\frac{\text{利用料に係る最低見積額 (※)}}{\text{利用料に係る見積額}} \right) \end{aligned}$$

※企画提案書説明会に参加した事業者が提示した見積額のうち、初期費用、利用料それぞれの最も低い見積額をもって最低見積額とする。

(4) 最優秀候補者の選定

ア 評価委員会は、(1)により算定された技術点と(3)により算定された価格点の合計（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を本システム提供事業者の候補者（以下「最優秀候補者」という。）として選定する。

イ 評価委員会は、アの場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、次のとおりとする。

(ア) 「技術点」が高い者を最優秀候補者とする。

(イ) (ア)の場合において、「技術点」が同点のときは、価格点のうち「利用料に相当する点数（1,120点×（利用料に係る最低見積額／利用料に係る見積額）」が高い者を最優秀候補者とする。

12 提供事業者の選定

- (1) 県は、最優秀候補者と協議を行い、合意した内容をもって、本システム提供事業者として選定する。
- (2) 県は、最優秀候補者との協議が不調のときは、最優秀候補者以外の参加者で11により算出された総合評価点が高い者から順に本システム提供事業者選定のための協議を行う。
- (3) 提供事業者の選定に係る協議は、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むこととする。

13 その他

- (1) 企画提案書の無効
 - ア 3の参加資格要件に該当しない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。
 - イ プレゼンテーションに参加しない者の企画提案書は無効とする。
- (2) 参加者の失格

事前に評価委員会の委員に働きかけ等を行ったものは失格とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 企画提案書は、原則として返却しない。
 - イ 県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。
 - ウ 県に提出された資料は、利用契約に係る参考資料として自治体等に提供する場合を除き、参加者に無断で本公募以外の用途には使用しない。
- (4) 参加費用

本公募の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 審査結果の通知、公表

審査結果は、参加者全員に通知するとともに、その概要をインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>）で公表する。

なお、審査結果の通知には、最優秀候補者及び通知の相手方以外の者の氏名は記載しないものとし、ホームページで公表する審査結果は、最優秀候補者以外の者の氏名は公表しない。
- (6) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、本システム提供事業者として選定しない。

また、参加者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（本システム提供事業者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、本システム提供事業者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。